

## 平成25年度事業計画の

## 骨子決定

## 生産基盤維持「3M事業」の 継続実施を決定



(生産委員会の答申を述べる岩竹重城委員長)

理事十一名(一名欠席)、監事四名の出席のもと、生産基盤強化対策委員会(三月十一日開催)、第四回生産委員会(三月十四日開催)の審議結果を踏まえた提案をもって審議し、一部の協議事項の継続審議を含めて可決承認した。主な審議経過と決定事項は次のとおり。

### 生産委員会で審議した諮問事項

- ① 平成二十五年度生乳生産対策並びに生乳計画生産の取り組みの件
- ② 平成二十五年度乳価構成の件
- ③ 平成二十五年度衛生的乳質ペナルティの件
- ④ 平成二十五年度酪農振興資金の件

### 主な協議内容並びに結果は次のとおり

#### 一 平成二十五年度生乳計画生産の取り組み及び生乳生産対策

(一)平成二十五年度生乳計画生産の取り組み  
中国生乳販連の生乳計画生産取り組み方針決定に沿って、以下により取り組むことを決定した。

① 生乳出荷組合員の生産予測調査を実施する。

② 増産型計画生産下において、前年を下回る状況にあることから、今年度も例年通りに個人割当(基礎数量作成)を行うが、生乳出荷組合員の申告数量五万五千八百八十二・六トンを尊重して組合全体で取り組む。

③ 個人別割当基礎数量の作成は、生乳出荷組合員にかかる過去三年間の生乳出荷最大数量を基準とした数量に對して、中国生乳販連から割当てられた計画生産目標数量の一律按分をもつての算出数量を個人別計画生産割当数量とする。但し、平成二十四年度実績確定後とする。

④ 「組合への計画生産目標数量」と「組

合員の生産予測調査数量」に隔たりがあっても、需要期の十一月迄は自然体の生乳生産とし、上期(九月末)の生産実績により、下期の計画生産を検討する。

⑤ 超過・未達ペナルティに対する取り組みは、中国生乳販連よりペナルティを課せられた場合のみ、未達と超過を差引した後、生乳出荷組合員全体で負担する。

(二)生乳生産基盤調査結果による

申告数量の必達に向けた対策

生乳出荷組合員を対象に平成二十五年二月一日付けで実施した生乳生産基盤調査の結果、平成二十五年度の申告数量は五万五千八百八十二・六トンとなった。

この申告数量は、組合員各位の出荷可能又は希望数量の積み上げによるものであり、この数量を下回ることになれば、その酪農経営収支並びに資金繰りに大きな影響が及ぶことから、組合として組合員からの申告数量が必達され、酪農経営収支並びに資金繰りの安定に寄与するため、次の平成二十五年度生乳生産対策を講ずることを決定した。

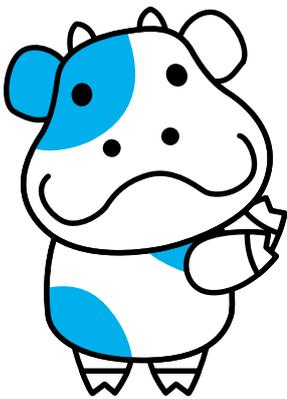
平成二十五年度の乳成分(乳脂肪、無脂乳固形分)テーブル並びに乳価構

成に関して、生産基盤強化対策委員会  
生産委員会の意見を踏まえて提案した  
が、再度見直すこととし継続審議扱い  
と決定した。

二 平成二十五年度乳価構成

平成 25 年度生乳生産対策

実施する対策等	目的と課題等	提案背景
1) 需要期増産奨励の実施	(目的) 生乳出荷組合員による生乳生産意欲の向上並びに生乳生産基盤の脆弱防止 (課題) 財源準備が課題	平成 21~23 年度に実施の生乳需要期増産奨励金交付事業の助成対象期間(期間 6 月~9 月)を拡げた取り組み。 生産基盤強化対策委員会、生産委員会に組合長諮問
2) 乳価構成の減額	生乳出荷組合員の費用負担の抑制(消費拡大・酪農振興資金の減額)	生産基盤強化対策委員会、生産委員会に組合長諮問
3) 3M 事業 25	生乳生産基盤の脆弱防止	第 6 次中期 3 力年計画
4) 乳用雌牛保留・預託(助成金等による奨励措置の継続)	〃 (後継牛確保)	〃 生産基盤強化対策委員会、生産委員会に組合長諮問
5) 雌雄判別精液利用促進	〃	第 6 次中期 3 力年計画
6) 飼養管理の徹底指導並びに TMR センター統合整備により供給飼料の定時・定量・定質・低価格の実現	産乳能力向上により酪農経営の収入向上並びに生乳生産基盤の復元	〃 (産乳日量 24 kg→27 kg)
7) 乳牛の分娩後事故未然防止	「移行期」の飼養管理指導を充実し生乳出荷乳量の低下防止	生産基盤強化対策委員会、生産委員会に組合長諮問
8) 暑熱対策 ※強力な推進指導(重点取り組み時期:4 月~5 月)	乳用牛の暑熱ストレスの低減と泌乳量低下防止(購買重点品目:ホワイト D(ドロマイト)石灰の利用促進)	
9) ラクトコーダー並びにミルカー一点検機材を活用した指導強化	乳質改善と乳房炎防除(従来のミルカー一点検に併せてラクトコーダー活用による相乗効果)	
10) 廃業酪農家の資産(牛舎・施設)の利活用促進を検討(リース牧場)	新規就農者等の受入門戸の確保と酪農経営の開始を支援	



○今月の表紙

▼表紙写真は、散りはじめの桜をショットしました。

▼今年の桜の開花宣言は、「されたのか?」、「されなかったのか?」

▼東京では、「つぼみ」から「満開」まで僅か三日と過去に例をみないと報道がされました。世界異常気象の一端を感じずにはいられません。

▼桜の時期は、卒業、入学、進学、就職など節目の行事も多く、桜を愛でる余裕すら感じられない毎日が続く人々も多いものと思えます。

▼ゆるやかな風に枝木が揺れ、ヒラリ、ヒラリと舞い散る花びらを眺め、心穏やかな一瞬でありました。  
▼花見は満開が理想と思う人が多いでしょう。しかし、散り初めの桜もまた風情があつて情緒にひたることが出来ます。

▼これから山肌には「山ツツジ」の見頃と共に、本格的な田植えシーズンを迎えます。また、違った楽しみがあります。

▼酪農家の皆さんは、牧草「イタリアンライグラス」の刈り取りや、その後は、植え付け作業と繁忙のことと思えます。

▼どうぞ農業労災事故に見まわれることの無いよう、十分な余裕と準備で作業にあたられますことを祈念します。

### 三 平成二十五年度衛生的乳質ペナルティ体系と使途

乳質改善にかかる各ペナルティ制度の取り組みは、中国生乳販連傘下の会員独自の設定をもって運用しているが、同連ではこれを統一する方向で検討に入った。

この状況下にあつて広酪では「細菌数ペナルティ体系」を昨年度改定し、「体細胞数ペナルティ体系」は平成二十五年度から新たな体系で実施することを平成二十四年九月六日開催の第六回理事会で決定しており、生産基盤強化対策委員会並びに生産委員会の意見を踏まえて平成二十五年度の衛生的乳質ペナルティ体系並びに衛生的乳質ペナルティの使用を決定した。  
(本誌P.112-113頁をご欄下さい)

### 四 平成二十五年度酪農振興資金の使用

生産基盤強化対策委員会並びに生産委員会の意見を踏まえて、自家産後継牛確保対策と酪農経営の所得向上、後継者等を対象とした研修会の開催等の使途を決定した。

(本誌P.114-115頁をご欄下さい)

### 五 平成二十五年度酪農ヘルパー事業の利用料金の設定

酪農ヘルパー事業運営規程の第九条第一項の定めに基づき審議し、利用料金・委託料金の据え置きを決定した。

なお、現在、酪農ヘルパー事業円滑化推進委員会では利用料金の改定も踏まえて検討していることから、下期(十月二日派遣)からの改定を見据えて整理することとした。員外利用者に対する負担金は平成二十五年四月に一括請求し徴収することとした。

### 六 平成二十五年度牛群検定事業の利用料金の設定

牛群検定利用料金及び委託料金を広島県乳用牛群検定事業実施要領の第九条第一項の定めに基づき審議し、平成二十五年度の牛群検定事業に係る利用料金の設定は据え置きと決定した。但し、今後の補助金の減額も想定され、動向を見て利用料金の変更もあろう。

### 七 3M事業25の事業取り組み

3M事業は平成二十三年度から二十五年度の三年間に亘る継続実施を第六次中期三か年計画に盛り込んでおり、この事業実施を巡っては、組合員

等から「中止又は見直すべき」、「継続を求めると賛否両論の意見がある中で、生産基盤維持のために継続実施を決定した。」

事業実施規模は二百頭から二百五十頭。導入実施期間は平成二十五年九月から平成二十六年三月を予定。

### 八 平成二十五年度事業計画の骨子策定

平成二十五年度事業計画・事業予算案の策定骨子を第六次中期三か年計画の最終年度にあたることから、この未達成事項と平成二十五年度取り組み事項を主要事項に盛り込むほか、次の事項をポイントに据えた策定を決定した。

- ① 生乳計画生産  
(目標数量五万三千五百トン)
- ② 需要期の生乳生産拡大  
(3M事業25の実施)
- ③ 購買重点品目の推進(十三品目)
- ④ 事業場及び倉庫の合理化
- ⑤ 組合員指導の強化(移行期管理)
- ⑥ 乳質改善(ラクトコオーダー導入)
- ⑦ 新規就農支援と相談
- ⑧ 後継牛対策
- ⑨ 経営管理の支援
- ⑩ みわTMRセンターへの統合
- ⑪ 活性化推進活動助成金
- ⑫ 市乳商品の贈答品として推進

### 九 資産査定要領の一部変更

第十回理事会(二月八日開催)においては、①組合が定める「資産査定要領」の対象債権の範囲に「3M事業未収金」を加え、なおかつ②一組合員に対する貸付最高限度額にもこれを含め、併せて3M事業による生存家畜は組合の固定資産(大家畜)であることから、この対象債権から除外することを決定していた。

今回「資産査定要領」の一部変更し、平成二十五年度の決算処理(決算日：平成二十六年三月三十一日)での貸倒引当金の算定においては、「3M事業未収金」を債権算定範囲に加えることを決定した。

### 十 改正高年齢者雇用安定法施行に伴う就業規則等の一部変更

平成二十五年四月一日から雇用継続制度の対象となる高年齢者等の雇用の安定等に関する改正法律が施行されることから、五つの就業規則と定年再雇用規程の一部変更を決定した。

- 一部変更した就業規則
- ① 就業規則
- ② みわTMRセンター就業規則
- ③ 庄原TMRセンター就業規則
- ④ ミルクファームHARU就業規則
- ⑤ 酪農ヘルパー職員就業規則
- ⑥ 定年再雇用規程

## 十一 職員貸付金制度における貸付金利率の設定

第九回理事会(十二月十四日開催)において、職員貸付金制度の創設に伴う「職員貸付制度規程(以下「規程」という)」を同日付けで施行し、この運用を平成二十五年四月一日付けと決定した。この運用にあたって、規程第十条(利息及び遅延損害金)に基づき貸付利率の設定を年利三%と決定した。

## 十二 酪農ヘルパー派遣時における生乳成分衛生的乳質検査数値結果の取り扱い判断

組合員から偶然にも酪農ヘルパー員派遣日と生乳検査(配分検査用)の採材日が重なったことから、乳質検査成績表における体細胞数値Fランク八十一万以上に該当する受乳拒否となる事案が発生したとして、該当組合員から問題提起に併せて、その体細胞ペナルティを返金してほしいとの要望を受けた。

これについて再検査も同様の結果であったことから、これには応じられないとし、かつ、酪農ヘルパー利用の際の注意伝達など基本的なルールの意思疎通を図るため、理解を求めることとした。

## 十三 子会社山陽乳業(株)に対する実行検討の提示とその対処

広酪は子会社山陽乳業(株)に対して、平成十九年九月に一億三千五百万円の子会社資本を投じて子会社化を図り、現在の同社の発行株式数は四十七万七千九百六十二株の内、組合が三十一万六千八百八十八株(所有割合六十六・一%)を所有し、二億四千二百六十四万八千円を外部出資し子会社管理に努めている。

こうした中であって、昨今の円安による乾牧草の輸入価格、配当飼料価格の高騰等から、組合員の酪農経営は平成二十年度の再来とも例えられる酪農危機を予感させる厳しい状況を加味して、組合員の窮状支援を図る目的をもって、組合長が監事指摘やその対応に関する理事会決定内容、組合員の株式配当等の意見、同社の決算状況も考慮する中で、同社に対して①他の乳業者に率先した乳価引き上げのリードとその実現に向けた行動、②持株比率の低減を含めたリスク分散の検討、③株式配当の早期実現の三つの検討申し入れを行った事を報告し、同社からはこれに対する提案が示されたことから、この内容を審議した。

この結果、同社が平成二十五年度の株価復元と株式配当を見込んでいることから、今年度ではこれらの対応を求

## 報告事項

めず、株価復元を優先し、引き続き子会社管理に努めることを方向づけた。

- ① 組合員の加入及び脱退の状況
- ② 内部監査実施の報告
- ③ 平成二十四年度決算業務の日程
- ④ 子会社山陽乳業(株)の経営状況
- ⑤ 平成二十四年度生乳計画生産の進捗状況
- ⑥ 平成二十四年度乳質ペナルティの進捗状況
- ⑦ 三次CSからの生乳流出に及ぶ汚水処理施設の不具合等
- ⑧ 個人情報等の不適切な事務取り扱い
- ⑨ 第六次中期三か年計画の取り組み状況
- ⑩ 第四回酪農ヘルパー事業円滑化推進委員会の審議経過
- ⑪ 牛白血病清浄化対策に向けた国への要望
- ⑫ JA全国監査機構広島県監査部の一般監査報告書の受理
- ⑬ 牛乳市場販売価格の正常化のお願い
- ⑭ 平成二十五年乳価交渉に向けた要要求水準の設定
- ⑮ 平成二十五年J A役員手帳の配布

## 4/1 本所会議室

## 組合員の窮状支援を求め子会社対応を協議

理事十二名、監事三名、監事一名欠席の出席のもと、協議事項を審議し、次の内容を可決承認した。



## 子会社山陽乳業(株)に対する実行検討の提示とその対処案

▼ 去る三月二十六日開催の第十一回理事会では、同社からの提案への対応を協議決定し、この結果を同社に伝えたが、同社からは再度「リスク分散の提案を実行してほしい」とする強い要望を受け、再度審議した。

▼ 後日、組合選出の同社取締役が同社常勤役員にこの対応に至った経緯を含め、意見聴取を行うことを決定した。